

◆1番（浅沼美弥子）皆様、こんにちは。1番、公明クラブ、浅沼美弥子です。通告に基づき、平成25年第2回定例会、個人質問を行います。

1、消費者教育の推進について。

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺などの総称として振り込め詐欺という名称がつけられたのが2004年。2011年、振り込め詐欺の認知件数は6,255件、被害総額は約127億8,000万円となっております。印西警察署によると、当市での被害は2011年に5件、約820万円、2012年には13件、約1,500万円と、被害が増加している状況です。

平成20年版国民生活白書を見ると、振り込め詐欺被害者は、さきの4類型ごとに特徴があるものの、男女、年代を問わず被害に遭っていることがわかります。また、従来の振り込め詐欺の4類型には当てはまらない特殊詐欺と総称されるものまであらわれる始末。年々悪質化、巧妙化しているのが実態です。まさに渡る世間は詐欺だらけ。

こうした状況を受け、昨年議員立法により消費者教育推進法が施行されました。この法律では、消費者基本法で位置づけられている消費者の権利としての消費者教育について明確に国や地方自治体の責務として踏み込んでおります。一人一人がみずからの身を守るための知識や能力を養い、賢明な消費者となるためには、今まで以上に学校や地域で幅広く消費者教育を行うことが求められております。

そこで、詐欺や悪質商法から消費者である市民を守るために以下伺います。

- (1)、巧妙化する振り込め詐欺、悪質商法等の相談、被害等の状況。
- (2)、学校での消費者教育（教員の研修含む）の現状と推進策。
- (3)、地域の消費者教育の推進策、特に高齢者や障害者への対応策。
- (4)、消費者教育推進法において位置づけられた地方自治体の責務について。

次に、2、給食センター等整備計画について伺います。

- (1)、現状とこれまでの経緯。
- (2)、今後の整備計画等の方向性。

次に、3、学校、幼稚園、保育所等における食物アレルギー疾患を持った子どもへの対応について伺います。

文部科学省が2007年に公表した調査結果によると、公立の小中高生全体のうち2.6%が食物アレルギーを持っており、食物アレルギーによる急性アナフィラキシーショックを起こしたことのあつる児童も0.14%に上っています。また、日本スポーツ振興センターの推計によると、2005年から2008年度に学校給食が原因のアレルギー事故の発生件数は804件、そのうちの189件は生命に危険があるアナフィラキシーショックに至ったということです。

昨年12月には、東京都調布市の小学校で給食を食べた女子児童がアナフィラキシーショックで亡くなる事故が起こりました。この学校では、同年10月にも別の児童が給食が原因のアレルギー症状を起こし、救急搬送されていたということです。印西市の子どもたちが楽しいはずの給食で命を落とすようなことがあつてはなりません。食物アレルギー事故防止の観点から、以下伺います。

- (1)、アレルギー疾患を持った子どもをどのように把握されているか。

(2)、事故を起こさないためにどのような取り組みがされているか。

さて、食物アレルギーなどによる呼吸困難、意識障害などを伴い、重篤な場合は死に至ることがあるこのアナフィラキシーショックの症状を和らげ、治療に効果を発揮するアドレナリン注射がエピペンです。サインペンのような形なので、携帯でき、ショックが出たときに安全キャップを外して太股に押し当てて使用します。命を脅かすこともある症状を短時間で緩和することができます。急激に症状が進むアナフィラキシーショックは、30分以内にこのエピペンを打てるかどうかで生死を分ける場合があるとされており、昨年12月の調布市の事故においても、エピペンを打つタイミングがおくれたことが指摘されました。まさに食物アレルギーを持つ子どもたちにとってこのエピペンは命綱と言えます。

そこで、(3)、エピペンの取り扱いについて伺います。

次に、4、ミストシャワーの設置について。

ミストシャワーは、水圧を利用し、一定間隔にあいたパイプのノズルから水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱によって周囲の温度を下げるものです。近年、このミストシャワーと言われる装置を設置し、夏の暑さ対策を行っている学校が全国に広がり、猛暑対策と省エネ対策の両面から大変に好評を得ています。

そこで、学校、幼稚園、保育所等に採用する考えはないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(板倉正直) 浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁をいたします。1の(1)、(3)、(4)については私から、その他については教育長及び担当部長から答弁をいたします。

1、消費者教育の推進について、(1)、巧妙化する振り込め詐欺、悪質商法等の相談、被害等の状況についてお答えをいたします。相談窓口である印西市消費生活センターでの直近3カ年の相談受け付け件数は、平成22年度は201件、23年度は230件、24年度は266件ということでございます。その中で、実際に振り込め詐欺の被害に遭ったという相談はございませんでしたが、最近では、複数の人間により巧妙な言葉遣いでその投資話などを持ちかけるいわゆる劇場型詐欺が見られているということでございます。実際には、被害に遭う前に不審に思い、金銭的な被害を免れるケースが多いですが、中には高額な被害に遭うケースもあるということでございます。

次に、(3)、地域の消費者教育の推進策、特に高齢者や障害者への対応策についてお答えをいたします。消費者教育につきましては、毎年消費生活相談員による出前講座や外部より講師を招くなどし、複数回の講座等を開催をしております。また、リーフレットなどの啓発物資を作成し、注意喚起やPRに努めており、昨年度は産業まつりの会場で相談員による啓発活動も行っております。

次に、高齢者や障害者への対応策につきましては、高齢者クラブへの講座や日ごろ高齢者などに接する機会の多いケアマネジャーやヘルパーの会議に出向き、注意喚起を行うなど、対象者に合わせて対応を図っております。

次に、(4)、消費者教育推進法において位置づけられた地方自治体の責務についてお答えをいたします。平成24年12月に施行された同法第5条では、地方公共団体はその区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、実施していく責務を有すると定められております。先ほどご答弁しましたように、消費者教育に対しましては、啓発物資の作成や各種講座等を実施してお

り、それぞれ各世代や被害の多い事例などに配慮し、推進しておりますので、今後も引き続き同法の趣旨を踏まえ、消費者教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁をいたします。

◎教育長(大木弘) 1の消費者教育の推進についての(2)、学校での消費者教育の現状と推進策についてお答えいたします。

近年、悪質商法に関する問題など、消費生活に関する社会問題が深刻なものとなっております。児童生徒一人一人が安全で自立した消費者となるために、小学校においては社会科及び家庭科で、また中学校においても社会科の中の公民の分野、そして家庭科の中で学年に応じた学習を行っております。市教育委員会で編さんした小学校の社会科副読本「わたしたちの印西市」というものがございますが、印西市における農業や商業に携わっている人々についての内容が掲載されており、消費者教育の第一歩として授業で活用しているところでございます。また、文部科学省から消費者教育実践の手引等が出されたり、千葉県教育委員会主催の教職員を対象とした消費者教育研修会などが開催されたりしております。

消費者教育の推進策といたしましては、小・中学校において、社会的事象に関心を持ち、進んでかかわろうとする態度を育てていくために、児童生徒の発達段階に応じた体験的な学習を取り入れたり、不審電話の対応やインターネットでの商品の購入等についてより具体的な学習を取り入れたりしながら、時代や子どもたちの実態に応じた学習を進めてまいります。賢明な消費者を育てるための教育につきましては、学校だけでなく家庭教育や地域社会の教育力との連携により推進するとともに、また教職員の研修につきましてもなお一層の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育部長(五十嵐茂雄) 2、学校給食センター整備計画についての(1)、現状とこれまでの経緯についてお答えいたします。

平成22年3月の合併により、印西地区において給食センター2カ所と自校式調理室1カ所、印旛地区に1カ所、本埜地区に2カ所の合計5カ所の給食センターと1つの自校式調理室がございます。これらの給食センター及び調理室のうち高花学校給食センターにおきましては、平成17年度まで改修計画に基づいた改修を行ってまいりました。それ以降につきましては、故障等のために必要に応じた改修工事を実施して給食の安全の確保に努めてまいりました。調理機器等の耐用年数はおおむね15年でございますが、開設から29年目を迎える高花学校給食センターをはじめ最も新しい施設でも13年目となり、老朽化の問題を抱えております。また、平成23年の東日本大震災後の施設の地盤沈下、内外壁の塗装劣化、亀裂等が生じている状況もございます。さらに、国の衛生に関する管理基準等がO157の発生や食中毒の危険回避のため以前と比べ厳しくなっており、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルなどの衛生基準確保の面においても、施設、設備及び調理機器の計画的な改修、交換が必要な状況でございます。以上のような課題に取り組むため、本年度教育総務課内に学校給食センター整備班を設置したところでございます。

次に、(2)、今後の整備計画等の方向性についてお答えいたします。現在関係部署との調整並びに給食施設の再配備や事業方式、整備計画について、財政面を含め、具体的な検討を行っ

ているところでございます。現在の給食施設の状況を考慮いたしまして、今年度中に整備計画が策定できるよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3、食物アレルギー疾患を持った子どもへの対応について、(1)、アレルギー疾患を持った子どもをどのように把握しているのかについてお答えいたします。小学校におきましては、就学時健診や入学説明会の際に保護者の方にご説明し、食物アレルギーのあるお子様の保護者の方に食物アレルギー等保健調査票をお渡しし、アレルギー源や医師の診断状況、対応の仕方などについて調査をいたします。中学校におきましては、3月までに養護教諭同士で引き継ぎを行います。また、小・中学校におきましては、入学時に健康調査票を配布して個別の状況を把握し、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の保護者の方には先ほどの食物アレルギー等保健調査票を提出していただきます。これに基づき、アレルギー疾患を持った児童生徒の保護者の方と学校職員とで面談を実施し、アレルギーの症状や対応について把握しております。さらに、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の名簿を作成し、職員全体で共通理解を図っております。保育園や学校給食センター方式で給食を提供している幼稚園につきましても同じ方式で把握をしております。

次に、(2)、事故を起こさないための取り組みについてお答えいたします。学校では、保護者から提出された食物アレルギー等保健調査票や保護者との面談の内容をもとに食物アレルギー個別支援プランを作成し、対応しております。また、学校給食センターでは、毎月の給食献立の成分を明記しており、事故予防のために成分の正確な記載をし、ご家庭の協力を得て、保護者に除去すべき食材の点検をお願いしております。配膳時には、担任や養護教諭のチェック、本人の最終確認などの点検過程を経てアレルギー源を除去した上で給食をとるようにしております。保育園、幼稚園におきましては、アレルギー対応の給食を提供する場合は園長をはじめ複数でのチェックを行い、提供しているところでございます。

次に、(3)、エピペンの取り扱いについてお答えいたします。強い食物アレルギーを持つ児童生徒にはエピペンの所持や学校への持参をお願いしております。担任や養護教諭はもとより、全職員がエピペンを所持する児童生徒名と保管場所について共通理解しております。また、職員への使用方法の周知につきましては、学校独自の研修のほか、8月には食物アレルギーによる事故を防止するために学校保健会主催によるエピペンの使用法を含めた研修会を実施する予定であり、その後各学校での研修会を進めてまいります。幼稚園、保育園につきましては、保育園1園でエピペンをお預かりしておりますが、預かる際にはかかりつけの医師に職員に対する使用法の指導をお願いし、万が一に備えているところでございます。

続いて、4、ミストシャワーの設置についてお答えいたします。はじめに、幼稚園、小・中学校の夏場等の暑さ対策の現状でございますが、大森幼稚園は1教室と遊戯室に、瀬戸幼稚園は年長の2学級に、本埜幼稚園は全学級にエアコンを設置し、対応しているものでございます。また、小・中学校につきましては、緑のカーテンを設置するなど学校ごとに創意工夫をしていただきながら、普通教室につきましては扇風機で対応をお願いし、音楽室やコンピューター室などはエアコンを設置し、対応をお願いしているものでございます。議員ご提案のミストシャワーでございますが、水道水を霧状に散布することで周辺温度を下げる効果や視覚的な冷涼感が期待されるものと言われ

ておりますことから、事例等の情報収集を行っているものでございます。

以上でございます。

◎健康福祉部長(高橋定一) 4のミストシャワーの設置についての保育園関係についてお答えいたします。

保育園でのミストシャワーの設置につきましては、私立保育園1園で採用し、好評を得ていると伺っております。公立保育園では、今年度未整備の保育室に空調設備の設置を行っております。これまでは、ミストシャワーの設置につきましては考えておらなかったところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、一問一答で再質問をいたします。

1、消費者教育の推進について、(1)、巧妙化する振り込め詐欺、悪質商法等の相談、被害等の状況としては、最近増加傾向の劇場型詐欺というご答弁がありました。この劇場型詐欺について、被害についてもう少し詳しくご説明をお願いします。

◎環境経済部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

いわゆる劇場型の詐欺と思われる直近2カ年の状況について申し上げます。平成23年度につきましては9件、被害額の合計は約190万円、24年度につきましては11件で、被害額の合計は約110万円でございます。具体例といたしましては、社債や権利の買い取りを持ちかけるものや出会い系サイトの利用に伴う被害が多くなっている状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは次に、都市におきます相談者の男女別、また年代別の実態について伺いたいと思います。

◎環境経済部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

相談者の男女別の実態を申し上げます。例年女性からの相談が多くなっておりましたが、平成24年度につきましては、女性が114件に対しまして男性が144件で、男性からの相談が多くなっている状況でございます。また、年代別の実態につきましては、これまで40歳代の相談が多い傾向でございましたけれども、相談内容が多様化しているということもございまして、どの年代に偏っているということではなく、幅広く相談があるという状況でございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) ますます巧妙化してきている実態や被害が幅広い年代に及んでいることがわかりました。劇場型の詐欺については、実際にかかってくる電話の内容を記載した具体例を私も今回いろいろ読みまして、こういうのがあるのだなということでもわかりました。そういった意味で、具体例を多くの人に伝えるにはどうしたらよいかをしっかりと検討していただきたいと思っております。

それでは次に、(2)の学校での消費者教育(教員の研修含む)の現状と推進策に移ります。現行の学習要領では、消費者の権利と責任、また金融の仕組みといった消費者教育の充実はうたってはいるものの、かなり専門知識が要求されることや、教材探しやカリキュラムを組む難しさから、十分には実施されていないのが全国的な現状との指摘があるのも実際でございます。教師の負担増にならないように市や国に教職員への研修を充実させていくようにしていくことが必要です。印西市主催としての消費者教育の研修の開催実績というのは今のところないのが実態です。

改めまして、今後消費者教育の重要性を認識していただきまして、教職員の研修の充実に努力すべきと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

教職員の研修の充実についてというご質問でございます。文部科学省や千葉県が主催する消費者教育に関する研修会の情報や資料の提供等をするとともに、社会科及び家庭科の教員を中心として消費生活に関する昨今の社会問題を授業に取り入れるなど、授業の改善を図る研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 若者たちに今広がっているソーシャルゲームのトラブルとか著作権の問題、こういった問題もぜひ積極的に取り上げていていただきたいと思っております。

さて、印西の教育、この冊子を見てみますと、特別支援教育、道徳教育、福祉教育、人権教育、食育、健康教育、安全教育等の施策について位置づけされております。しかし、消費者教育については位置づけがされるまでには至っていません。この点についての見解を伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

印西の教育という冊子には、本市のその年度の主たる事業について記載されておりますが、消費者教育につきましては、いわゆる消費者教育という教科の時間はございませんので、先ほど申し上げましたように、社会科や家庭科の中に消費者教育に関する単元がございますので、限られた時間ではございますが、その中で確実にやっていくということで扱っております。したがって、現在の印西の教育の冊子の編集につきましては、ほかの特別支援教育とか道徳教育などの教育内容と同等の位置づけをする形にはなっておりません。大変重要な教育ではあると思いますが、そういう区分けはしてございませんので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 先進地、柏市では、1991年度、市内の小中高の教員と消費生活センターのメンバーらで構成する消費者教育推進連絡会を設置いたしまして、2年ごとにメンバーの教員を交代しながらこれまで消費者教育を推進してきたそうでございます。これまでに100人以上の先生が参加をされ、その結果消費者教育の視点を持った授業が活発に行われるようになったということでございます。そして、これを事例集にまとめ上げまして、各学校に配布しているそうでございます。現在では、教育長がおっしゃったように、柏市の場合、家庭科や総合学習だけではなく、数学などの主要科目でこの消費者教育の授業に取り組んでいるという事例も出てくるなど、裾野が非常に広がってきているということでございます。若い世代からの教育の重要性を考えたとき、教育長が先ほどおっしゃいましたように、将来的には授業科目としてしっかりとこの消費者教育というものが位置づけされるのが一番だと私も思っております。このことは、市のみならず国にしっかりと動いていただかないといけないと思っておりますので、国会議員のほうに教育長のお考えもしっかりと伝えていきたいと思っております。ネットワーク政党、公明党でございますので、しっかりと伝えさせていただきます。

次に、消費者教育は学校のみならず、社会教育、また家庭教育との連携により推進するよう努めていくというご答弁がございましたけれども、具体的にはどのようなことなのか伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

消費者教育につきましては、学校教育だけでなく、家庭や地域の教育力とも連携しながら進めていかなければならないと先ほど申し上げました。やはり社会全体で教育の機会を持つことが必要だと思っております。小・中学校におきましては、家庭科、社会生活全体の中で消費活動を実践する重要性から、消費に関する適切な規範やルールを身につけさせるため、家庭への理解をさらに深めていくことが大切であると考えておりますので、家庭への協力要請等を市としてもしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、(3)、地域の消費者教育の推進策、特に高齢者や障害者への対応策でございますけれども、消費者トラブルに巻き込まれやすいのが高齢者や障害者でございます。内閣府の調査によりますと、消費者教育を受けたことがあると答えた60代、70代の人にどのような機関で消費者教育を受けたのかと尋ねたところ、60代、70代では4割以上が地域での講習会と回答しております。70代においては、消費者団体によって行われた講習会という答えも25.5%を占めております。これらのことから、高齢者層を中心に実施してきた消費者教育出前講座の一定の成果であると考えられると内閣府の調査には出ておりました。印西市におきましても、これまでの消費生活相談員による出前講座や高齢者クラブの講座などに対し今後もさらなる充実拡大を図っていただければと思います。高齢者クラブへの講座の実績については、昨年度はゼロなのです。高齢者が非常に被害に遭っておりますので、ここら辺はやはり検討課題かなと思っております。そこで質問いたしますけれども、この点についてお答えいただけますか。

◎環境経済部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

高齢者クラブを対象とした講座につきましては、ただいま議員のほうからお話がありましたように、昨年度は行いませんでした。最近では、開催する講座の内容といたしまして、主に中高年を対象としたものを実施しております。高齢者クラブの会員を含め、幅広く市民にご参加をいただけるように周知を行っております。また、今後も出前講座につきましてもご活用いただけるようにあわせて周知を図っていきたいというように考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) トラブルに巻き込まれやすい、被害に遭いやすい高齢者や障害者の方たちとふだん接する機会の多い方たちへの研修、こういったことはどのようにお考えになっているか、実績等ありましたらお答えいただきたいと思っております。

◎健康福祉部長(高橋定一) 今ご質問の関係につきましては、直接かかわるということでしたので、例えば介護施設のケアマネジャー、ヘルパー、そういった方たちのことと思っておりますけれども、現時点では、その方たちには、ある程度の研修というのは多少なりともあったかと思っておりますけれども、新しい消費者教育を推進する法律という中では、高齢者、障害者への支援のための研修、情報提供ということがうたわれておりますので、関係課と連携しながら進めてまいりたいというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 部長おっしゃったように、消費者教育推進法の一つの骨子としては、高齢者とかかわる機会の多い方たちへの研修が義務づけられたということがあると思っております。民生委員さん等へのこういった研修という実績についてはいかがなんでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) ただいまのご質問ですが、民生委員児童委員協議会というものがございます。その中で、平成24年度につきましては、高齢者悪質商法の手口とトラブル対処法、高齢者を狙う悪質商法の講座、平成23年度には、全国消費生活相談員協会、国民生活センターの消費者問題出前講座や千葉県消費者センターの消費者自立支援講座を受講いただいております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 民生委員さんたちに対してはしっかりした研修が回数はともあれ行われているということですので、一番最初の答弁にありましたケアマネさんとかヘルパーさんたちへの研修なのですけれども、ヘルパー会議とか、そういうところに伺っての単なる注意喚起に今終わっている状況ですので、こういった民生委員さんに対する研修のようなしっかりしたものもこういった方たちに受けていただくということが大切なのではないかなと思いますので、今後検討課題としてしっかりとやっていただきたいなと思っております。

それでは、(4)の消費者教育推進法において位置づけられた地方自治体の責務について伺います。この推進法に位置づけられた市の責務をしっかりと果たすためには、どのように消費者教育を推進していくかなど、識者や消費者の代表に話し合っていたり協議の場として消費者教育推進地域協議会を組織するなどしてはどうか、また今後は消費者教育推進計画の策定も視野に入れてこの推進協議会などを立ち上げていってはどうかと思っておりますが、この点についてのお考えをお聞きしまして、この1番の質問は終わりたいと思っておりますけれども、ご答弁をお願いします。

◎環境経済部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

最初に、この法律ができた背景から申し上げますと、消費者被害の多様化だけではなくて、消費者行動が地球環境に与える影響や災害時の合理的な消費者行動の必要性など、経済社会の変化があるものという認識のもとにこの法律ができているというように認識をしております。特にこの法律の中では消費者市民社会という概念が示されておりまして、それは消費者が今申し上げました法律ができた背景を理解いたしまして、みずからの消費行動が現在だけではなく将来の世代にも影響を及ぼすことを自覚いたしまして、公正な持続可能社会の形成に積極的に参画する社会であると定義をされております。

市といたしましては、消費者教育推進をすることでそのような消費者市民社会の形成に寄与する考えでありますが、市の消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置につきましては、現在国において消費者教育の推進に関する基本方針を策定中ということでございますので、その中ではまず都道府県における推進計画の策定と地域協議会の設置を目指し、国等が支援していく方針が示される予定となっております。市にはそれらを踏まえた施策が求められておりますので、今後市といたしましては、国あるいは県等の方針、動向を見きわめながら設置についての検討をしてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 消費者市民社会という概念をご紹介いただきました。大変印西市の職員の見識の高さをすばらしいなと思いました。消費生活によって自分の財産を守ることだけではなく、消費を通して社会を変えていこうという概念、これが非常にこれから大切になってくるし、市民の若い人たちの中にもこういったことをテーマにしていらっしゃるグループも出てくるなど非常に



高い意識の市民もいらっしゃいますので、期待が持てるところでございます。ありがとうございます。

それでは、2の給食センター等整備計画について、(1)、現状とこれまでの経緯についてです。まずはこれまで市議会で採択されております請願への対応について伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

平成21年の第3回定例会におきまして採択されております学校給食の充実を求める請願の中で求められた検討項目といたしまして、給食施設の再配備や事業方式の中でその項目については検討させていただきたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、公明クラブの橋本議員がこれまで紹介しましたスクールランチ導入について検討を行ったのか伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

教育委員会といたしましては、今後も学校給食の提供を予定しておりますので、スクールランチ方式の導入につきましては現在のところ検討を行っていない状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今後の給食センターにおけるアレルギー食への対応策を伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

アレルギーへの対応につきましては、現在検討を行っております整備計画の中で精査をしていきたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) (2)、今後の整備計画等の方向性に移ります。

最近県内においては、勝浦市やいすみ市の学校給食センター整備事業が発表されております。これまで印西市が調査したり照会したり視察等を行った自治体がありましたらご紹介いただき、また今後調査する自治体の予定がありましたらお教えいただきたいと思っております。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えをいたします。

近隣市におきまして、給食施設の整備を完了し、既に運営を始めております自治体と現在整備計画を策定中である自治体を対象といたしまして視察をまいりました。場所といたしましては、白井市、鎌ヶ谷市、八千代市、千葉市、君津市、銚子市の6市へ調査を行っております。今後につきましては、議員ご指摘の自治体も含めまして調査及び視察を行ってまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) これまで提案したことがあるのですけれども、民間の力を利用したPFI方式導入の検討はしないのか伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

PFI方式の検討につきましては、給食施設の再配備や事業方式等を検討する中でメリット、デメリットについて精査してまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 給食センターを何カ所体制にしていくのかとか、建設場所の選定等、選定の仕方によっては財政負担も大きく変わってくるのだろうと推察いたします。大変に難しい作業であり、難しい選択になるのではないかと考えているわけなのですが、専門知識、経験を有する外部のアドバイザー的な人材の投入のお考えはないのでしょうか。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

現在整備計画の具体的な検討を進める中で、専門知識、経験を有する外部のアドバイザー的

な人材の参加はお願いをしていない状況でございますが、検討を行う上で必要となる参考資料及び情報等につきまして調理器メーカー等から収集するとともに、現場の意見の把握を行っているところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 計画案ができた後に教育委員会諮問機関であります印西市学校給食センター運営委員会に諮るわけですが、このメンバーの中には、給食センター等、大型施設の配置、また建設についての専門知識をお持ちの委員はいますか。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

メンバーでございますが、小・中学校の代表者の方、また保護者の代表者の方、生産者の代表者の方及び衛生面に関しての知識を持った方など、給食に高い関心を持った方々により委員会は構成されておりますが、建設等につきまして専門的な知識を持った委員さんはいらっしゃらないという状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、近年の学校給食センターの一部民間委託の動向について、どのように認識されているのか伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えをいたします。

現在調理及び配送等につきましては民間委託をしております。現状といたしまして、円滑な事業運営が行われており、安全安心な給食提供がなされているものと認識をしているところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 合併前の旧印西市での整備計画がありましたけれども、これまでの議会質問等での議事録を確認するとわかるのですけれども、建設費用について複数の想定を踏まえた具体的な数字を、ざっくりですけれども、提示していただきまして、説明してくださるという努力がなされてまいりました。と私は感じております。今後においても、またこれまで以上にきちんと説明責任を果たしていただき、また透明性を持たせていただきたい。市民の皆様に賛成していただけるような計画となるようにしていただきたいと切に思っております。市長の答弁を求めます。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

的確な説明責任を果たしながら、安全安心で質の高い給食を安定的に供給しまして、経済効果性の高い施設整備及び運営を行うことを視野に入れた計画としたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 効果性ではなくて経済効率性だと思うのですけれども、それでは次に3に移りたいと思います。食物アレルギー疾患を持った子どもへの対応について、(1)、どのようにこの子どもたちを把握されているかについては、保育所、幼稚園、小・中学校とも十分な把握がされているということが答弁でわかりました。近年アレルギーの子どもが増加が言われております。東京都が5年ごとに行っている3歳児のアレルギー調査によると、2009年度の食物アレルギーは14.4%にも上って、10年前と比べて倍増しているとのこと。本市においては、特に乳幼児健診における統計はとっていないということですので、保育、教育の現場での児童数の現状を伺いたいと思います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) 学校関係につきましてお答えいたします。

この申し上げる人数でございますが、食物アレルギーをお持ちのお子さんのうち学校で対応を实际しているという人数で報告をさせていただきます。食物アレルギーがございませ

きましては、市立幼稚園におきましては全園児の 2.8%に当たります 11 人、小学校におきましては全児童数の 1.5%に当たります 79 人、中学校におきましては全生徒の 0.7%に当たる 18 人でございます。

◎健康福祉部長(高橋定一) 保育園の部分についてお答えさせていただきます。

公立保育園、7園ございますけれども、食物アレルギー疾患を持った児童は 37 人おりまして、5月1日現在の入所児童数 716 人に対しまして 5.2%でございます。また、平成 21 年度は 22 人、3.7%、22 年度が 31 人、5.1%、23 年度が 33 人、5.2%、24 年度が 29 人で 4.5%というように、少しずつではございますが、多少ふえていると、そういう状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、(2)、事故を起こさないためにどのような取り組みがされているか。事故は忘れたところにやってきます。事あるごとに啓発、声かけが大切です。アレルギー疾患のある子どもへの対応指針をまとめたガイドラインが小中高、幼稚園向けと保育所向けにそれぞれつくられて全国で配布されておりますけれども、これが十分に活用されていないのではないかと指摘があります。印西市の場合の状況はどうでしょうか。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

食物アレルギーの発症及び重症化防止の対策や学校給食における対応フローチャートを作成するなど、平成 20 年に文部科学省から出されました学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドラインに基づきまして、全幼稚園、小・中学校におきまして統一した対応をとっている状況でございます。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

保育園におきます食物アレルギー対応ガイドラインにつきましては、平成 23 年3月に厚生労働省のほうから示されております。公立保育園では、今年度からガイドラインに沿いまして、誤食を防ぐため、1アレルゲンに1対応を基本としております。できるだけ献立の簡素化に努め、誤食を防ぐことや、診断書の様式につきまして参考様式を取り入れるなど、対応をできるだけ取り入れているところでございます。また、この対応は公立保育園全園統一しております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 最初の答弁の確認をしたいのですが、事故予防のために給食センターでの成分の正確な記入、ご家庭の協力を得て、除去をすべき食材のチェック、それから配膳時の担任や養護教諭のチェック、本人の最終確認などの点検過程を経ているのかどうか、ご回答をお願いします。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、チェックをさせていただきながら給食の配膳を行っている状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) わかりました。小中、幼稚園、保育園ともに給食の配膳時には複数でのチェックが行われているということで、安心いたしました。事故防止のために複数でのチェックは最重要であると思います。先生も人間ですから、忘れることもあると思いますので、ぜひここは漏れがないようお願いしたいと思います。

さて、調布市の事故では、おかわりを提供した際に事故が起こっております。このおかわりを希望したときの対応は、印西市の場合、どのようになっていますか。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

まず、普通の配膳時でございますが、給食を配る前に、食べてはいけないものをチェックした献立表を担任と子どもが確認した後、配膳をしております。また、おかわりをする際にも、担任が献立表を再確認するとともに、本人にも確認をさせていただき、配るようになっております。

以上でございます。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

公立保育園でのおかわりということですが、これにつきましては基本的に提供はしてございません。1園で大変食のよい園児がいるところはございますけれども、その場合には配膳時に多少多目に盛ると、そのような対応をしているというように園のほうから報告を受けております。

◆1番(浅沼美弥子) お一人お一人に丁寧に対応していただきましてありがとうございます。

さて次に、どんなに配膳時に気をつけても、そもそもアレルギー配合表作成時に例えば食品を間違えてしまう、またあるいは配合表と違った食品が納入されてしまうというようなことになれば事故につながるわけでございますが、その点については現場で対策はどのようになっていますでしょうか。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

配合表の作成につきましては、アレルギーとなる食材につきまして、記入に誤りがないよう複数の職員でチェックをしております。また、学校給食センターにおきましては、配合表と納品された食品に間違いがないかを前日または当日の朝、検収簿をもとに必ず栄養士を含む複数の職員が実際に届いた食品を点検しているところでございます。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

公立保育園におきましても、今教育部長が申し上げたものと同様の手続となりますけれども、アレルギーの配合表作成の際には複数の職員によるチェックを行っております。また、これにつきましては保護者の方にも確認していただいております。また、納入されました食品の検収時に業者名、食品名、数量、それからアレルギー配合表の食品名、配合の種類を一つ一つチェックしております。間違った食品が納入されたときには業者へ問い合わせをし、対応しているという状況でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、(3)、エピペンの取り扱いについてに移ります。

まず、答弁にありました職員への使用法の周知について、研修を行った学校、参加人数を伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

エピペンの取り扱いに関する研修につきましては、今年度4月から6月に小学校8校、中学校1校において行い、研修を実施しました9校の全職員が参加したと伺っております。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

公立保育園では、内野保育園1園で、参加人数 10 人でございます。

◆1番(浅沼美弥子) ご答弁にありました8月に行われるという学校保健会主催の研修会の概要と参加対象者について伺います。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えをいたします。

研修会につきましては、市内各保育園、幼稚園長、各小・中学校の管理職、保健主事、養護教

諭、栄養士を対象にいたしまして、国立病院機構下志津病院小児科医長を講師としてお招きし、食物アレルギーの基礎知識とアナフィラキシーへの対応についてをテーマといたしまして、8月27日火曜日に本埜公民館で講習を開催いたします。なお、当日は講習のほかエピペンの取り扱いについても予定をしておるところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今後とも養護教諭や担任の教諭にとどまらず全ての学校の教職員が理解が深められるようガイドラインの周知徹底を図るとともに、アレルギー研修会の開催、積極的な参加を促していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

ご指摘のありましたエピペンの研修につきましては、大変重要なものであると考えておりますので、研修につきましては今後検討してまいりたいというように考えております。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えいたします。

今後8月の学校保健会の研修会に基づく全ての幼稚園、小・中学校でガイドラインに基づいた校内研修会を実施し、全職員が研修を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) これまでエピペンは保険適用になっていなかったのですが、2011年から保険適用となりました。今まで費用が高額なためにエピペンの処方をためらっていた人たちが、また数本持ちたいのだけれどもと言っていた人たちも安くなったということで保護者から感謝されております。また、アレルギーの増加に伴ってエピペンを持つ件数もこれから増加していくと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。私も、一昨年でしたか、昨年でしたか、横浜で行われたこの研修に参加いたしまして、エピペンの打ち方も教えていただきました。大変に有意義な研修でございますので、ぜひ全職員の皆さんに参加していただけたらと思ひます。

次に、4のミストシャワーの設置についてです。このミストシャワーは、水道の蛇口と直結して使用するので、電気代はかかりません。水道代についても1時間当たり5.1円と格安です。さらに、機械は簡易式のものでは、安いものでは1セット3,000円から4,000円程度と低コストなものもあります。安価で省エネの割に冷却効果は高く、1時間当たり1.5リットルの水を霧状にして使用することで、平均すると2、3度気温を下げるができることが確認をされています。現在の暑さ対策では、印西市立幼稚園の幼稚園ごとの格差も大きくなっていますし、小・中学校では今のところ扇風機対応のみですので、この設置を試験的に検討してはどうでしょうか。

◎教育部長(五十嵐茂雄) お答えをいたします。

私も議員からご提案をいただきまして、ミストシャワーを実際に見てまいりました。比較的簡単など申しますか、シンプルな装置でございますので、これで暑さ対策が施せるのならばと期待しておるところでございますので、今年度試行的に検討してまいりたいと考えております。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

今教育部長が申しあげましたように、比較的安価な製品で取り組みやすいというようにも感じておりますので、設置に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、ぜひ設置に向けてお願ひしたいと思ひます。特に先ほどの答弁で、保育所、今年度空調を設置するというおっしゃいましたけれども、全保育園に設置の予定ではないわけですね。今後統合予定となっている大森保育園や木下保育園、それから大森

幼稚園、これは統合計画があるものですから、冷房の設置を見合わせているわけですよ、実際。ちょっと気の毒かなと思いますので、予算のことあると思いますので、こういうところを優先的にやってあげていただきたいということを追加いたしまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長(渡邊正一) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。